## 基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

### 分析項目２－１－３　施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

【分析の手順】

・施設及び設備（情報関連施設設備及び図書館を含む。）の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。

・学生支援の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。

・学生の受入に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。

・機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

・該当する体制（組織）の構成員を確認する。

※「管理運営等の質保証」については、基準３－５で確認する。

・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式２－１－３）

施設設備（情報関連施設設備及び図書館を含む。）

| 組織 | 責任者 | 活動の内容 | 構成員 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

学生支援

| 組織 | 責任者 | 活動の内容 | 構成員 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

学生受入

| 組織 | 責任者 | 活動の内容 | 構成員 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |